

○田野町福祉医療費助成に関する条例施行規則

昭和58年3月11日規則第1号

改正

平成7年7月1日規則第9号

平成9年3月11日規則第2号

平成9年4月1日規則第3号

平成9年9月17日規則第5号

平成15年6月24日規則第5号

平成17年10月1日規則第5号

平成20年4月1日規則第3号

平成21年3月16日規則第3号

平成21年5月28日規則第6号

平成30年11月1日規則第18号

田野町福祉医療費助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、田野町福祉医療費助成に関する条例（昭和49年9月24日制定。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(受給資格の認定)

第2条 条例第4条に規定する助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による福祉医療費受給資格認定（変更）申請書に条例第2条第4項各号による被保険者証、受給資格者票又は組合員証（以下「被保険者証」という。）を添えて町長に提出しなければならない。ただし、条例第2条第2項に定める者のうち、65歳未満の重度心身障害者の申請にあつては障害程度を証する書類を、65歳以上の重度心身障害者の申請にあつては障害程度を証する書類及び医療費の助成を受けようとする日の属する年度（助成を受けようとする日の属する月が4月から6月までの場合にあつては前年度）の市町村民税の状況を証する書類を添えなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査して受給資格の適否を決定し、適当と認めるときは様式第2号による福祉医療費受給資格認定通知書を当該申請者に交付するものとする。

3 町長は前項の規定により資格認定を受けた者（以下「受給権者」という。）のうち75歳未満の者で、65歳未満において受給者となった者及び平成15年9月30日までに受給権者となった者で、

後期高齢者医療以外の医療保険に加入している者にあつては様式第3号による障害医療費受給者証及び様式第4号による福祉医療費（療養費）助成申請書を、65歳以上75歳未満の者のうち、平成15年10月1日以降に65歳以上において受給者となった者で後期高齢者医療以外の医療保険に加入している者にあつては様式第3-2号による障害医療費受給者証及び様式第4号による福祉医療費（療養費）助成申請書を、65歳以上の者のうち、65歳未満において受給者となった者及び平成15年9月30日までに受給者となった者で、後期高齢者医療の被保険者である者にあつては様式第3-3号による高齢障害医療費受給者証及び様式第4号による福祉医療費（療養費）助成申請書を、65歳以上の者で、後期高齢者医療の被保険者である者にあつては様式第3-4号による高齢障害医療費受給者証及び様式第4号による福祉医療費（療養費）助成申請書を、乳幼児医療費の受給者のうち受給者が乳児又は受給者が非課税世帯の者にあつては様式第3-5号による乳幼児医療費受給者証及び様式第4号による福祉医療費（療養費）助成申請書を、受給者の前年の所得（原則として1月から5月までの申請については前々年の所得）が児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条から第3条までの規定を準用し算出した額（以下「所得制限限度額」という。）を超えない者にあつては様式第3-6号による乳幼児医療費受給者証及び様式第4号による福祉医療費（療養費）助成申請書を、受給者の前年の所得が所得制限限度額を超える者にあつては様式第3-7号による乳幼児医療費受給者証及び様式第4号による福祉医療費（療養費）助成申請書を、全額公費助成する者のうち受給者が課税世帯の児童の第3子以上である場合は様式第3-8号による乳幼児医療費受給者証及び様式第4号による福祉医療費（療養費）助成申請書を、それぞれ必要な事項を記載して交付するとともに次の取扱いをするものとする。

- (1) 国民健康保険、各種国保組合及び後期高齢者医療（以下「国民健康保険等」という。）以外の医療保険加入の受給者のうち、75歳未満の者にあつては様式第5号及び様式第5-2号による福祉医療費請求書を、乳幼児医療費受給者にあつては様式第5-3号による乳幼児福祉医療費請求書をそれぞれ必要な事項を記載して交付する。

（被保険者証の提示等）

第3条 条例第6条本文の規定により、医療費の助成を受けようとする者は、保険医療機関等に被保険者証とともに、65歳未満の受給者にあつては様式第3号による障害医療費受給者証を、75歳未満の者で、65歳未満において受給者となった者及び平成15年9月30日までに受給者となった者で、後期高齢者医療以外の医療保険に加入している者にあつては様式第3号による障害医療費受給者証を、65歳以上75歳未満の者のうち、平成15年10月1日以降に65歳以上において受給者となった者で後期高齢者医療以外の医療保険に加入している者にあつては様式第3-2号によ

る障害医療費受給者証を、65歳以上の者のうち、65歳未満において受給権者となった者及び平成15年9月30日までに受給権者となった者で、後期高齢者医療の被保険者である者にあつては様式第3—3号による高齢障害医療費受給者証を、65歳以上の者で、後期高齢者医療の被保険者である者にあつては様式第3—4号による高齢障害医療費受給者証を、乳幼児並びに児童の医療費の受給権者にあつては、様式第3—5号から様式第3—8号による乳幼児並びに児童の医療費受給者証を提示しなければならない。この場合において、国民健康保険等以外の医療保険に加入の受給権者が受診するときは、75歳未満の受給権者にあつては様式第5号及び様式第5—2号による福祉医療費請求書を、乳幼児医療費の受給権者にあつては様式第5—3号による乳幼児福祉医療費請求書をそれぞれ提出しなければならない。

(療養費扱い)

第4条 条例第6条ただし書の規定により、療養費扱いによる医療費の助成を受けようとする者は、様式第4号による福祉医療費（療養費）助成申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときはその内容を審査し、助成額を決定するものとする。

3 第1項の申請書は、医療機関において現に医療を受けた日の属する月を単位とし、当該月の翌月から起算して2年以内に提出するものとする。

(変更申請書)

第5条 受給権者又はその保護者について住所、氏名、加入医療保険等に変更があつたときは、遅滞なく第2条に準じて町長に申請をしなければならない。

2 受給権者は、受給資格を喪失したときは遅滞なく乳幼児・障害医療費受給者証又は高齢障害医療費受給者証及び残余の乳幼児・障害福祉医療費請求書を返還しなければならない。

(諸帳簿)

第6条 町長は、医療費の助成状況を明らかにするため必要な帳簿を備え、常に整理するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

(田野町乳児医療費助成に関する条例施行規則の廃止)

2 田野町乳児医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年規則第1号）は廃止する。

附 則（平成7年7月1日規則第9号）

(施行期日)

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成9年3月11日規則第2号）

（施行期日）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日規則第3号）

（施行期日）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年9月17日規則第5号）

（施行期日）

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成15年6月24日規則第5号）

（施行期日）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成17年10月1日規則第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成20年4月1日において、老人保健法改正により加入医療保険に変更が生じる助成対象者については、町長が後期高齢者医療加入の有無について確認できる場合においては、第5条第1項の規定にかかわらず、受給者からの申請なしに、町長が受給者証の変更、受給者に関する記録等の訂正を行うことができるものとする。

附 則（平成21年3月16日規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月28日規則第6号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成30年11月1日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。